

条例改正

② 松前町個人情報保護

条例及び松前町行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

○改正の概要

情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を可能とすることで条例で定める独自利用事務について、送付書類が省略可能となる。

(全会一致で可決)

⑥ 松前町放課後児童クラブの設置に関する条例の一部を改正する条例

○改正の概要

北伊予小学校放課後児童クラブの新築移転に伴い、改正するもの。  
 大字神崎226番地を  
 大字神崎226番地4  
 (全会一致で可決)

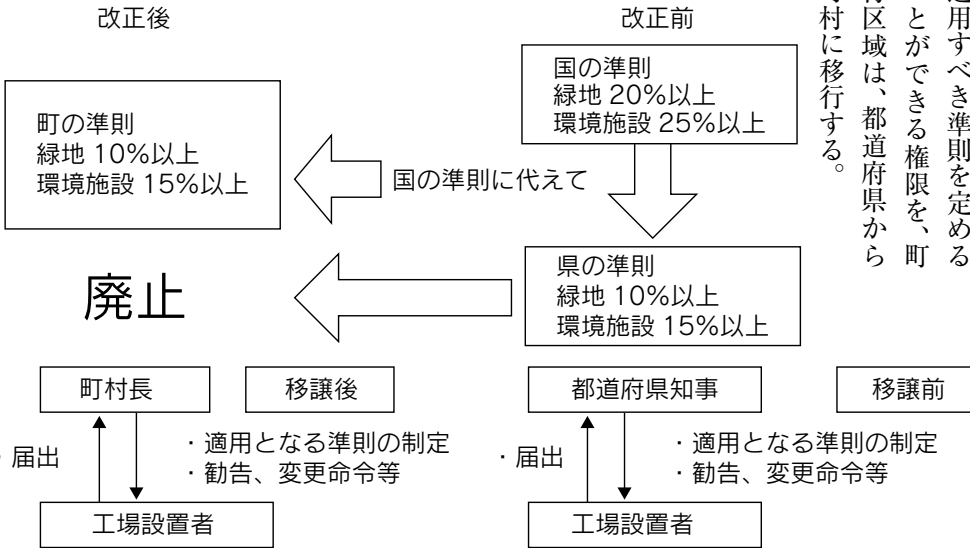
その他

⑨ 松前町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

○改正の概要

1 国が定める準則に変わって、ある区域において適用すべき準則を定めることができる権限を、町村区域は、都道府県から町村に移行する。

2 第6条から第13を改正し、町村に立地する工場に関する事務の権限を都道府県知事から町村長に委譲する。  
 (全会一致で可決)



国際サッカー事業

1 目的

えひめ国体における天皇杯(皇后杯)の獲得に向けて、海外高校生のホッケーチームを招へいし、交流試合を通して競技力向上を図ることを目的にする。また、町の将来を担う高校生が、異文化社会に対する理解と友好を深め、国際感覚を身につける。

2 実施日・会場

平成29年4月15・16日

3 招へいチーム

・ ブッシュレンジャーズ

男女各1チーム

※オーストラリア強豪クラブチーム

・ ホッケー少年男子愛媛選抜(伊予高校)

・ ホッケー少年女子愛媛選抜(松山南・中央高校)

4 事業概要

・ 交流試合6試合

・ ウェルカムパーティー

150名

5 事業費

129万円

第4分団消防詰所完成

平成29年2月22日落成式が行われた。徳丸・出作・中川原地区の消防団再編に伴い新たな消防拠点として、建設された。

第4分団消防詰所



『愛顔つなぐえひめ国体2017』より

去る3月23日役場大会議室で『愛顔つなぐえひめ国体2017』の開催に向けて、実行委員会の意思決定組織である常任委員会に議員5名が出席した。実行委員会常任委員の変更の承認

平成26年の第1回総会からこれまでの経過概要が説明され、専門委員会における決定事項の報告、平成28年度収支予算見込み、平成29年度事業計画案、収支予算案の議事があり全員一致で可決された。

